

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成22年2月10日から11月8日までの間に353機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成22年12月9日

長野県監査委員 浦野 昭 治
同 東方 久 男
同 柿 沼 美 幸
同 下 村 恭

平成22年度定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 実施方針

平成22年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施しました。

2 対象年度

平成21年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象機関353機関（普通会計341機関、企業特別会計12機関）について、平成22年2月10日から11月8日までの間に実施しました。実施機関の一覧は別表2のとおりです。

4 実施状況

(1) 普通会計の実施機関341機関のうち、149機関については実地監査を、192機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	72	70	2
現 地 機 関	269	79	190
計	341	149	192

(2) 企業特別会計の実施機関12機関のうち、3機関については実地監査を、9機関については書面監査を実施しました。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	2	2	0
現 地 機 関	10	1	9
計	12	3	9

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

(5) 重点監査は、テーマを「公用自動車の管理状況について」として実施しました。

工事監査は、重点監査項目を「道路の維持管理（旧道処理）について」（継続）として実施しました。

第2 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項又は検討事項としたものは次のとおりです。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

なお、指摘事項又は指導事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

〔普通会計〕

(単位:件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	1	7	0	8
契約事務	0	12	0	12
支出事務	1	6	0	7
補助金事務	0	0	1	1
財産管理事務	0	1	1	2
計	2	26	2	30

〔企業特別会計〕

(単位:件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収入事務	0	0	0	0
契約事務	0	1	0	1
支出事務	0	0	0	0
補助金事務	0	0	0	0
財産管理事務	0	0	0	0
計	0	1	0	1

【監査結果の区分】

1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 指導事項

指摘には至らないが改善を要するもの

3 検討事項

制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

※ 次頁以降の表中の【重点監査】【工事監査】の表示は、その監査結果であることを示します。

普通会計

指摘事項

分類	指 摘 事 項	課所名
収入事務 1件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの	健康長寿課 (介護支援室)
	病床転換助成事業交付金について、平成21年7月31日までに国に対して交付申請すべきところ、この手続を怠ったため、国等の負担額17,013,000円(負担割合:22/27)の交付を受けることができず、県では平成21年度の収入とすることができなかった。	

分類	指 摘 事 項	課所名
支出事務 1件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの	飯田建設事務所
	県費で支払うべき経費を事務担当者が自費により支払っているものが平成19年度からあり、平成21年度は87件、1,131,297円あった。このうち一部の支払いについては、支払期限を経過してから行われているなど、当該支払に関して会計処理上、不適切な処理が行われていた。	

指導事項

分類	指 摘 事 項	課所名				
収入事務 7件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの					
	(1) 県税の収入未済額において、自動車税や不動産取得税などに縮減努力が認められるが、個人県民税の収入未済額が増えたことにより総額が増加しているため、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)		税務課			
	区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比	
	県 税	6,849,331,039円	6,643,908,597円	205,422,442円	103.1%	
	(主な内訳)					
	① 個人県民税	4,589,207,011円	4,029,606,074円	559,600,937円	113.9%	
	② 自動車税	1,048,326,405円	1,189,021,836円	△140,695,431円	88.2%	
	③ 不動産取得税	543,960,912円	685,876,547円	△141,915,635円	79.3%	
	(2) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)		こども・家庭課			
	区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比	
児童福祉施設入所者負担金	70,934,286円	64,826,688円	6,107,598円	109.4%		
児童扶養手当過払返納金	19,863,430円	19,091,820円	771,610円	104.0%		
母子寡婦福祉資金貸付金	233,741,371円	216,534,300円	17,207,071円	107.9%		
(3) 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。 〔収入未済の状況〕(滞納繰越分)		廃棄物監視指導課				
区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比		
医療系廃棄物(平成12年度)	252,885,389円	252,925,389円	△40,000円	100.0%		
硫酸ピッチ(平成15年度)	32,889,734円	33,005,894円	△116,160円	99.6%		
(4) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)		経営支援課				
区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比		
高度化資金貸付金	970,623,215円	997,416,166円	△26,792,951円	97.3%		
設備近代化資金貸付金	77,779,807円	78,942,807円	△1,163,000円	98.5%		
(5) 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕		住宅課				
区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比		
県営住宅使用料	207,492,386円	200,987,503円	6,504,883円	103.2%		
(内訳) 現年度分	99,406,742円	100,076,394円	△669,652円	99.3%		
滞納繰越分	108,085,644円	100,911,109円	7,174,535円	107.1%		
また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金(契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額)においても、現年度分に収入未済の縮減努力が認められるが、一層の努力を要する。						

〔収入未済の状況〕					
区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比	
損害賠償金	80,589,303円	75,098,505円	5,490,798円	107.3%	
(内訳) 現年度分	8,407,407円	11,651,048円	△3,243,641円	72.2%	
滞納繰越分	72,181,896円	63,447,457円	8,734,439円	113.8%	
(6) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					
区 分	平成21年度末	平成20年度末	増 減	前年度比	
高等学校等奨学金貸付金	43,584,300円	32,394,000円	11,190,300円	134.5%	高校教育課
高等学校等遠距離通学費貸付金	20,238,745円	17,073,385円	3,165,360円	118.5%	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	948,000円	792,000円	156,000円	119.7%	
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	104,912,497円	87,785,741円	17,126,756円	119.5%	
2 使用料の算定を誤っていたもの					
県営住宅敷地に年度の途中で新設された電柱支線の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定において、月割り計算により算定すべきところ、誤って日割り計算により算定したため、89円少なく徴収していた。					北安曇地方事務所 (商工観光建築課)

分類	指 摘 事 項	課所名
契約事務 12件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの	
	「平成21年度橋梁詳細設計成果の照査業務委託」(予定価格2,992,500円)について、歩掛の適用を誤っていたほか、計上すべき項目を計上していないなど、予定価格の基礎となる積算が適切でなかった。 【工事監査】	北信建設事務所
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 随意契約により実施した「食品検査室空調設備設置工事」(予定価格1,000,650円)に係る請負人選定において、地域要件を「管内知事免許管工事専門業者」としたにもかかわらず管内業者4者に管外業者1者を加え、その管外業者と契約を締結していた。	松本保健福祉事務所
	(2) 一般競争入札により実施した「エレベーター保守点検業務委託」(予定価格1,852,000円)について、一般競争入札参加資格要件調書を作成していなかった。	総合リハビリテーションセンター
	(3) 随意契約により実施した「NC旋盤・マシニングセンタ保守点検業務委託」(予定価格420,000円)及び「産業廃棄物処理委託」(予定価格649,950円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	伊那技術専門校
	(4) 随意契約により実施した「農業試験場本館屋上防水改修工事実施設計業務」(予定価格661,500円)ほか3件の工事に関する委託契約について、請負人選定調書を作成していなかった。	農業試験場
	(5) 須坂青年の家において随意契約により実施した「浄化槽保守点検業務委託」(予定価格768,600円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	文化財・生涯学習課 (須坂青年の家)
	3 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 一般競争入札により実施すべき「水難救助訓練施設プールサイド補修他工事」(予定価格13,860,000円)及び「水難救助訓練施設ろ過装置補修工事」(予定価格13,440,000円)について、	消防学校

	特別な理由もなく指名競争入札により実施していた。	
	(2) 随意契約により実施した「平成21年度広域河川改修に伴う小規模修正業務委託」(予定価格892,500円)ほか2件について、見積書を徴取するに当たり、技術者の人工数を明示しないで行うべきところ、これを明示し実施していた。 【工事監査】	諏訪建設事務所
	4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの	
	(1) 「平成20年度県営林道開設事業」(契約金額38,871,000円)は、新たに幅4.0mの林道を開設する工事である。本工事において、林道開設に伴い生じる切土法面の浸食防止のため、設計変更により簡易法枠工を施工しているが、その際の法面清掃に関する歩掛の適用を誤っており、変更契約金額算定の基礎となる積算が適切でなかった。 【工事監査】	下伊那地方事務所 (林務課)
	(2) 一般競争入札により実施した「県営住宅ねざめ団地エレベーター保守点検業務委託」(契約金額541,800円)について、落札決定の日から5日以内に契約を締結していなかった。	
	(3) 随意契約により実施した「県営住宅福島団地ほか消防用設備等点検業務委託」(契約金額354,900円)は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない契約である。 この際、請負人選定した5者へ見積書の提出を依頼したところ、このうち1者は提出したものの、あと4者が辞退したため、2人以上の者から見積書を徴する要件を満たさず不調とすべき事案であったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し契約を締結していた。	木曾地方事務所 (商工観光建築課)
	(4) 随意契約により実施した「電気保安業務委託」(契約金額118,440円)は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない契約である。 この際、2者へ見積書の提出を依頼したところ、このうち1者は提出したものの、もう1者が辞退したため、2人以上の者から見積書を徴する要件を満たさず不調とすべき事案であったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し契約を締結していた。	野菜花き試験場
分類	指 摘 事 項	課所名
支出事務 6件	1 旅費の返納又は追給を要するもの	
	登山する生徒を引率した教諭2名に係る下山後の入浴代金合計1,900円(4回分)について、旅行雑費又は宿泊費から支出していた。	塩尻志学館高等学校
	2 支出科目が適切でないもの	
	(1) 信濃学園において指名競争入札により実施した「南寮プレイスペース改修工事」(契約金額2,604,000円)について、需用費(修繕料)から支出していた。サッシの取替え等によって位置形状の変更を伴う工事であるため「工事請負費」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	障害者支援課 信濃学園
	(2) 波田学院において一般競争入札により実施した「女子寮配管工事」(契約金額2,509,500円)について、需用費(修繕料)から支出していた。浴室配管の取替えによって位置形状の変更を伴う工事であるため「工事請負費」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	こども・家庭課 波田学院
	(3) 県立長野図書館において随意契約により実施した「電話交換機設備管理業務委託」(契約金額315,876円)について、委託料から支出していた。メンテナンスを含めた電話交換機設備一式のリース契約のため「使用料及び賃借料」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	文化財・生涯学習課 県立長野図書館
(4) 農業クラブ県連研修会へ参加する生徒を引率した教諭3名の資料代金合計5,000円について、立替払し旅行雑費から支出していた。資料代は「需用費」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	須坂園芸高等学校	
(5) 修学旅行の下見のため沖縄県へ出張した教諭が、出張先での移動手段として使用したレンタカーの代金14,600円について、立替払し旅行雑費から支出していた。レンタカー代は「使用料及び賃借料」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	軽井沢高等学校	

分類	指導事項	課所名
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	消防学校
	平成21年度から校内にある食堂を運営している者に対して、必要な管理経費の徴収は行っていたものの、行政財産目的外使用許可に係る手続が行われていなかった。	

検討事項

分類	検討事項	課所名
補助金事務 1件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの	人事課
	<p>公益的法人等への一般職の公務員の派遣に係る人件費</p> <p>県の業務に関連する公益的法人等（以下「団体」という。）に職員を派遣することについて、当該団体へ派遣職員の給与相当額を補助金として支払うことは法律や条例の予定しているところではないとする判決が平成21年12月に最高裁で確定した。</p> <p>この判決を受け、県では、派遣形態の見直しを行い、補助金で派遣職員の人件費を負担している団体及び人員は、平成21年度の12団体32名から、平成22年度の9団体28名と減少し、更に平成23年度に向けて引き続き検討しているとのことであるが、速やかに団体支援の方法について具体的な改善策を検討すること。</p>	

分類	検討事項	課所名
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの	管財課
	<p>物品の管理等</p> <p>平成21年度の定期監査の結果に関する報告においてデジタルカメラのように長期間使え、所在が不明になりやすいものは10万円未満であっても補助簿等を作成し管理されるよう監査委員の意見を付したところ、研修会等を通じて管理の周知を行ったものの、その様式や方法を具体的に示さず財産管理者の判断に任せたこともあり、補助簿等による管理が進んでいない状況である。</p> <p>また、リース物品についても備品に準じてリース物品表示票の貼付やリース一覧表を作成し管理するよう意見を付したが同様に進んでいない状況である。</p> <p>このため、現状を調査して、管理方法の改善を検討すること。</p>	

企業特別会計

指導事項

分類	指導事項	課所名
契約事務 1件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの	県立病院機構連携室 (駒ヶ根病院)
	駒ヶ根病院において随意契約により実施した「駒ヶ根病院B1病棟改修工事」(予定価格4,880,400円)及び「宿日直業務委託」(予定価格:1回当たり8,700円、年488回のため総額4,245,600円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	普通会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係 <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の解消に努力を要するもの ・使用料の算定を誤っていたもの ・貸付料の算定を誤っていたもの ・管理経費の算定を誤っていたもの ・調定の時期が適切でないもの ・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの ・その他収入に関する事務処理が適切でないもの 	1	6 1		6 1				
小 計	1	7	0	8	0	0	0	0
2 契約事務関係 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は請書が作成されていないもの ・契約書等の記載内容に不備があるもの ・随意契約の理由等が適切でないもの ・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの ・入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの ・入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの ・その他契約に関する事務処理が適切でないもの 		1 5		1 5		1		1
小 計	0	12	0	12	0	1	0	1
3 支出事務関係 <ul style="list-style-type: none"> ・職員手当支給の返納又は追給を要するもの ・その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの ・旅費の返納又は追給を要するもの ・その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの ・監督職員と検査職員が同一人であるもの ・工事変更協議が適切でないもの ・その他工事に関する事務処理が適切でないもの ・工事請負費の執行が適切でないもの ・備品購入費の執行が適切でないもの ・需用費の執行が適切でないもの ・予算執行が効率的・計画的でないもの ・支出科目が適切でないもの ・支出負担行為の時期が適切でないもの ・事前審査に関する事務処理が適切でないもの ・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの ・その他支出に関する事務処理が適切でないもの 	1	1 5		1 5				
小 計	1	6	0	7	0	0	0	0
4 補助金事務関係 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの ・補助金実績報告書の提出が遅いもの ・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの 			1	1				
小 計	0	0	1	1	0	0	0	0
5 財産管理事務関係 <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの ・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの ・財産の有効利用等の努力を要するもの ・その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの 		1	1	2				
小 計	0	1	1	2	0	0	0	0
合 計	2	26	2	30	0	1	0	1

第3 重点監査事項

1 テーマ

公用自動車の管理状況について

2 監査目的

平成12年度に監査調査から自動車等管理状況調が削除され、監査において公用自動車の管理は他の備品と同様の調査をしてきたところ。この間、公用自動車等を使用した旅行に係る旅費の取扱いや、県庁舎内での公用自動車の管理は大きく変わっています。

そこで、平成22年度においては、公用自動車の管理等が適切に行われているかを重点的に監査を実施し、今後の事務の適正化・合理化に資することを目的としました。

3 監査対象

書面調査は、平成21年度に各機関が管理していた普通乗用自動車、普通乗貨兼用自動車、普通貨物自動車、軽自動四輪車及び緊急自動車※を対象（以下「対象自動車」という。）とし、監査調査の提出を求めて実施しました。ただし、大型乗用自動車、大型貨物自動車、大型乗貨兼用自動車及び特殊自動車並びに公安委員会及び警察本部に属する機関が管理するものは除きました。

また、定期監査に合わせ対象自動車を保有する163機関の現地調査の際に、公用自動車全般の管理状況について、調査項目に従って確認しました。

※普通乗用自動車：自動車検査証の「自動車の種別」欄が「普通」又は「小型」、「用途」欄が「乗用」と記載された自動車。（普通自動車運転免許により運転できる専ら人を運ぶための自動車）

普通乗貨兼用自動車：自動車検査証の「自動車の種別」欄が「普通」又は「小型」、「用途」欄が「貨物」と記載された自動車のうち、自動車検査証の「乗車定員」欄に記載された乗車定員及び「最大積載量」欄に記載された最大積載量がそれぞれ複数ある自動車。

普通貨物自動車：自動車検査証の「自動車の種別」欄が「普通」又は「小型」、「用途」欄が「貨物」と記載された自動車で普通乗貨兼用自動車以外のもの。（普通自動車運転免許により運転できる専ら貨物を運ぶための自動車）

軽自動四輪車：道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に掲げる軽自動車のうち四輪の自動車。なお整理の都合上、専ら貨物を運ぶための軽自動四輪車は、区分を「軽トラック」として他の軽自動四輪車とは別の区分とした。

緊急自動車：緊急の目的に使うため道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条の規定により公安委員会から緊急自動車として指定を受けた道路パトロール車などの自動車。

4 監査結果

(1) 対象自動車数

平成21年度に管理していた対象自動車は1,683台です。このうち合同庁舎は930台で、全体の55.3%に当たります。各合同庁舎の内訳等は表1のとおりです。

また、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）は164台で、うち軽トラックが94台となっており、軽トラック全体の78.3%に当たります。

表1 管理台数

(単位：台)

区 分	普通乗用自動車	普通乗貨兼用自動車	普通貨物自動車	軽自動四輪車	軽トラック	緊急自動車	合 計	
県 庁	62	51	0	2	1	3	119	
合 同 庁 舎	佐 久	8	33	0	41	1	0	83
	上 田	12	38	5	22	1	5	83
	諏 訪	8	38	2	22	2	2	74
	伊 那	10	45	2	35	1	3	96
	飯 田	16	62	5	30	2	6	121
	木 曾	10	23	0	15	0	1	49
	松 本	18	75	4	50	2	7	156
	大 町	10	30	3	18	1	1	63
	長 野	14	52	5	48	1	6	126
	北 信	12	38	5	22	0	2	79
小 計	118	434	31	303	11	33	930	
単 独 現 地 機 関	81	232	43	74	14	26	470	
学 校	4	18	17	31	94	0	164	
合 計	265	735	91	410	120	62	1,683	

※ 台数は、年度途中で廃棄や、所属の移管があった場合それぞれの所属で計上しているため、平成21年度末現在の実数とは異なる。

(2) 対象自動車の状況

県全体の対象自動車1,683台のうち4WDは786台で全体の46.7%、AT車は792台で47.1%です。

また、初回登録後の経過年数では、11年超経過は626台で37.2%を占め、特に学校では82.3%で、そのうち14年超経過が57.9%となっています。

表2 経過年数

(単位：台)

区 分	2年以下	2年超 5年以下	5年超 8年以下	8年超 11年以下	11年超 14年以下	14年超	合 計
県 庁	25	37	26	13	11	7	119
(構成比)	21.0%	31.1%	21.8%	10.9%	9.2%	5.9%	100%
合同庁舎	157	189	196	129	133	126	930
(構成比)	16.9%	20.3%	21.1%	13.9%	14.3%	13.5%	100%
単独現地機関	89	64	56	47	81	133	470
(構成比)	18.9%	13.6%	11.9%	10.0%	17.2%	28.3%	100%
学 校	12	4	9	4	40	95	164
(構成比)	7.3%	2.4%	5.5%	2.4%	24.4%	57.9%	100%
合 計	283	294	287	193	265	361	1,683
(構成比)	16.8%	17.5%	17.1%	11.5%	15.7%	21.4%	100%

※ 構成比は、端数処理の関係上合計と一致しない場合がある。

対象自動車の平成21年度末の総走行距離は、9万km以上が642台で38.1%を占めています。しかし、表2と表3を比較すると必ずしも年数の経過と総走行距離の増加が一致していない状況となっています。県庁では経過年数5年以下が半数以上ですが、総走行距離では9万km以上が65.5%に上ります。一方、学校では経過年数11年超が82.3%ありますが、総走行距離では9万km以上が15.9%となっています。

表3 総走行距離

(単位：台)

区 分	3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上	合 計
県 庁	19	13	9	23	22	33	119
(構成比)	16.0%	10.9%	7.6%	19.3%	18.5%	27.7%	100%
合同庁舎	196	194	202	152	100	86	930
(構成比)	21.1%	20.9%	21.7%	16.3%	10.8%	9.2%	100%
単独現地機関	121	67	82	84	48	68	470
(構成比)	25.7%	14.3%	17.4%	17.9%	10.2%	14.5%	100%
学 校	38	70	30	12	11	3	164
(構成比)	23.2%	42.7%	18.3%	7.3%	6.7%	1.8%	100%
合 計	374	344	323	271	181	190	1,683
(構成比)	22.2%	20.4%	19.2%	16.1%	10.8%	11.3%	100%

※ 構成比は、端数処理の関係上合計と一致しない場合がある。

(3) 使用状況

県全体の稼働状況は、表4のとおりです。稼働率^{*1}は61.5%ですが、県庁が73.3%、学校が73.9%と高くなっています。1稼働日当たり走行距離は62.6kmで、県庁が121.3kmと多く、逆に学校は19.3kmと少なくなっています。また、走行1km当たり必要経費^{*2}は20.4円ですが、最低の15.7円から最高の29.3円まで幅があります。

現地機関のうち、地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所の稼働状況は、表5のとおりです。

地方事務所は、課別の稼働率が最大77.0%から最少42.3%までと大きな開きがありました。

また、これらの各所には所長車^{*3}が配置されていますが、所長車の稼働率は、それぞれの所の稼働率を大きく下回っています。

※1 稼働率 : 稼働日数 ÷ 稼働期間中の開庁日数

※2 走行1km当たり必要経費 : 燃料費・修繕費・消耗品費・自賠責保険料・公課費を含むが、車体価格及び高速料金は除いた。
また、平成21年度に購入した対象自動車(177台)については、経費の算出対象から除いた。

※3 所長車 : 主に所長用として使用している公用自動車で黒・紺などの普通乗用車(平成13年度以降、新たに購入していない)。

表4 稼働状況

区 分		管理自動車数			稼働率	1 稼働日当たり 走行距離	走行1km当たり 必要経費
		うち4WD	うちAT車				
県	庁	台	台	台	%	km	円
		119	49	107	73.3	121.3	15.7
合 同 庁 舎	佐久	83	33	44	62.5	57.5	18.1
	上田	83	33	43	56.7	57.5	21.9
	諏訪	74	36	35	65.8	52.1	22.0
	伊那	96	36	40	65.5	67.7	17.3
	飯田	121	59	51	66.2	72.4	20.0
	木曾	49	24	20	56.8	70.3	19.2
	松本	156	61	80	58.3	66.0	18.8
	大町	63	44	29	59.4	61.8	17.6
	長野	126	69	66	48.6	64.9	25.8
	北信	79	57	37	59.8	58.7	24.0
	小計	930	452	445	59.6	63.5	20.4
単 独 現 地 機 関		470	180	220	57.9	63.9	21.7
学 校		164	105	20	73.9	19.3	29.3
合 計		1,683	786	792	61.5	62.6	20.4

表5 稼働状況（地方事務所・保健福祉事務所・建設事務所）

区 分		管理自動車数			稼働率	1 稼働日当 たり走行距 離	走行1km当 たり必要経 費	国庫補助事業 による取得車 の割合
		うち4WD	うちAT車					
		台	台	台	%	km	円	%
地 域 政 策 課		65	30	43	48.1	64.3	19.1	1.5
	うち所長車	10	0	10	21.5	43.9	39.7	0.0
	環境課	21	8	14	73.3	62.3	16.7	4.8
	税務課	85	51	49	42.3	46.3	20.3	0.0
	農政課(農業改良普及センターを含む)	177	61	78	65.2	58.3	15.5	59.3
	農地整備課	87	47	38	46.6	50.6	22.8	97.7
	林務課	69	52	16	77.0	66.9	21.0	100.0
	商工観光課・建築課	44	17	18	60.7	49.3	17.4	18.2
小 計	548	266	256	58.2	57.6	18.6	49.1	
保 健 福 祉 事 務 所		139	41	72	64.5	51.9	18.4	1.4
	うち所長車	10	0	6	49.2	45.5	27.3	0.0
建 設 事 務 所		327	198	151	61.2	75.3	24.4	36.1
	うち所長車	14	0	5	18.5	76.4	49.0	0.0
合 計		1,014	505	479	60.0	62.9	21.1	38.4

対象自動車の経過年数別に稼働率・稼働コストを見ると、経過年数が増えるに従い稼働率は徐々に下がり、走行1km当たり必要経費は上がっていきます。特に14年を超えた場合の必要経費は大きく伸びています。

表6 経過年数一稼働率・稼働コスト

(単位：円)

区 分	2年以下	2年超 5年以下	5年超 8年以下	8年超 11年以下	11年超 14年以下	14年超	合 計
稼 働 率	66.6%	70.3%	68.4%	61.6%	54.8%	49.4%	61.5%
走行1km当たり必要経費	11.2	17.1	18.9	22.0	26.3	33.1	20.4

対象自動車の総走行距離別の稼働率・稼働コストでも、総走行距離が15万km以上となると、走行1km当たり必要経費は大きく上がっています。

表7 総走行距離一稼働率・稼働コスト

(単位：円)

区 分	3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上	合 計
稼 働 率	62.1%	67.4%	59.2%	57.0%	58.9%	62.3%	61.5%
走行1km当たり必要経費	16.5	19.0	20.5	20.7	20.5	23.7	20.4

対象自動車の年間走行距離と稼働コストの関係では、年間走行距離2,500km未満の走行1km当たり必要経費は53.8円と突出しており、走行距離の増加に伴い減っていきます。必要経費が特に高くなっている2,500km未満の259台のうち経過年数11年超は222台です。古く年間走行距離が少ない車は特に必要経費が高くなっています。

表8 年間走行距離一稼働コスト・管理自動車数

(単位：円、台)

区 分	2,500km未満	2,500km以上 5,000km未満	5,000km以上 10,000km未満	10,000km以上 15,000km未満	15,000km以上 20,000km未満	20,000km以上	合 計
走行1km当たり必要経費	53.8	31.6	21.0	18.2	17.9	16.5	20.4
管 理 台 数	259	269	475	286	96	121	1,506

※ 平成21年度に購入した対象自動車(177台)は、管理台数から除いた。

対象自動車の駆動方式・変速装置別の稼働率は、それぞれ4WD・AT車のほうが高くなっています。近年購入している公用自動車のほとんどがAT車のため、その割合は増加しており、複数の公用自動車を配置している機関では、新しく運転しやすいAT車等から優先的に使用されていることが考えられます。

表9 駆動方式・変速装置一稼働率

区 分	駆動方式		変速装置	
	4WD	その他	AT車	MT車
稼 働 率	64.6%	58.6%	65.6%	58.2%

公用自動車の種類・排気量別に稼働率を比べると、軽トラックの稼働率が特に高くなっています。

表10 自動車種類・排気量一稼働率

区 分	普通自動車				軽自動車	
	1300cc未満	1500cc未満	2000cc未満	2000cc以上	トラック	その他
稼 働 率	64.9%	56.6%	58.4%	55.4%	80.0%	63.3%

(4) 管理状況等

管理状況等については、定期監査に合わせ対象自動車を保有する163機関の現地調査の際に、確認をしました。

ア 県庁の管理

県庁では、対象自動車119台のうち77台が管財課の管理となっており、残りの42台は国庫補助事業による取得車等で、特定目的で使用するため各課が管理しています。管財課は管理している77台のうち65台を「管財課一括管理公用自動車管理要領」に基づき一括管理を行い、使用する職員は内部事務総合システムにより公用自動車の予約や利用結果の登録を行っています。この一括管理公用自動車の稼働率は、91.0%と非常に高くなっています。また、この要領において、車両の運行前点検や鍵の受領返却、事故への対応についても定められています。

燃料等の契約も年度当初に管財課が一般競争入札により単価契約を行っています。

また、119台のうちETC車載器を搭載しているのは114台で95.8%に当たります。